

# 社会保険

# いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 2

## 健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか

2012 February  
NO.403

- 年金と税金
- 国民年金保険料は口座振替が便利です
- 退職後の健康保険加入のご案内



「葉ぼたんの形」(撮影・水戸市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 健康保険・厚生年金保険の 加入もれはありませんか

## パート・派遣・外国人従業員の 皆さまも健康保険・厚生年金保険の 加入者となります。

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、七十歳に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

また、健康保険は七十五歳に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。



### パートの従業員は

「日または週間の勤務時間」および「ヶ月の勤務日数」が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員のおおむね四分の三以上ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

### 労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うこととなります。

### 外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

# 年金と税金

## 年金収入は雑所得

国民年金・厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が五八万円以上（六十五歳未満の人は一〇八万円以上）の場合は所得税がかかります。

- 所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。
- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
  - ② 配偶者控除相当
  - ③ 扶養控除
  - ④ 障害者控除

## 確定申告が必要な方は

年金にかかる所得税の納付は、源泉徴収により年金の支払期ごとに行われますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかった

## 確定申告の提出は

- ① 提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方
- ② 年金以外に収入（給与等）がある方
- ③ 他の公的年金の支払いを受けている方
- ④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

確定申告は二月十六日から三月十五日までの間に住所を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）
  - ※前記以外の年金収入や給与収入がある人は、これらの源泉徴収票も必要です。
  - ② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
  - ③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）
  - ④ 印鑑
- ※詳しくは税務署におたずねください。

## 源泉徴収票

**Q** 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

**A** 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

**Q** 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

**A** 老齢の年金を受けている方には、今年一月十一日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。

源泉徴収票が送付されない場合は、ねんきんダイヤル（0570-051165）にお電話をいただければ、源泉徴収票を再交付し、ご本人宛にお送りいたします。

お電話をいただいてから源泉徴収票を送付するまで、通常一週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに訪ねていただきますようお願いいたします。

## Q & A

いたします。

ご本人が来訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が来訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、交付物の搾取を防止するため、顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示をお願いいたします。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行いません。



◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

●国民年金保険料は

# 口座振替を!



## くらべてみればやっぱり口座振替!!

国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は14,980円（平成24年度予定金額）です。保険料の納付期限は翌月末（たとえば4月分は5月末まで）です。また、**保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料がお安くなります。**

○月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

○現金払いの場合には、6ヵ月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

	納付方法	1ヵ月分（※1）	6ヵ月分（※2）	1年分（※3）
	月々支払	14,980円	89,880円	179,760円
前納額	現金支払 【割引額】	—	89,150円 ▲730円	176,570円 ▲3,190円
	口座振替 【割引額】	14,930円 ▲50円	88,860円 ▲1,020円	175,990円 ▲3,770円

※1 口座振替には1ヵ月の前納制度（早割）があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※2 6ヵ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に口座から引落しします。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に口座から引落しします。）

（注）割引額は、すべて平成24年度の予定金額を記載しています。

## 口座振替のお申し込みはお早めに

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」により、金融機関、または年金事務所へお申し込みください。

注1) 1年前納、6ヵ月前納を希望される方は、2月末までに申し込みが必要となりますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

注2) 1年前納、6ヵ月前納の場合、原則として初回の振替はそれぞれ、13ヵ月分（3月分+4月分から翌年3月分）、7ヵ月分（3月分+4月分～9月分）または（9月分+10月分から翌年3月分）となりますので残高にご注意ください。残高不足などにより振替できなかった場合は割引なしの毎月振替となります。

注3) 早割の場合、原則として初回の振替は前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2ヵ月分となります。残高不足などにより振替できなかった月分は割引の対象になりませんのでご注意ください。

●詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

# 退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの加入先があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、早めの手続きをお願いします。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※ただし保険料の上限があります。 ※原則2年間変わりません。 <b>詳細は、当協会にお問い合わせください。</b>	・保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ・保険料の減免制度があります。	被扶養者の保険料負担はありません。



被保険者期間	<p>■最長で2年間です。 途中で「国民健康保険に加入する」、または「健康保険の被扶養者になる」という理由で任意継続をやめることはできません。</p> <p>ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき</li> <li>・保険料を納付期限までに納付しなかったとき</li> <li>・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき</li> <li>・被保険者が亡くなったとき</li> </ul>
保険給付	<p>■医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。 ■在職中と同様に給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を、原則受けることができます。</p> <p>※資格喪失後に傷病手当金及び出産手当金の継続給付を受けるには、在職中からの継続給付要件を満たす必要があります。（任意継続しているかどうかは、要件とされていません）</p>
健康診断の補助	<p>■健康診断の補助は、加入者（ご本人）、加入者（ご家族）とも在職中と同様です。</p> <p>加入者（ご本人）で35～74歳の方→18,007円の健診を約1/3の自己負担で受診できます。 加入者（ご家族）で40～74歳の方→8,000円の健診を約1/3の自己負担で受診できます。</p>

## ◆事業所のご担当者様へのお願い

○貴事業所を退職される方から保険証を回収される際、この「退職後の健康保険加入のご案内」を配布下さいますようお願い致します。

○任意継続の加入手続きには、貴事業所から年金事務所（日本年金機構）に「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届」を提出いただく必要があります。早急のご対応よろしくお願い致します。

## ◆任意継続に加入される方へのお願い

○保険証がお手元に届くまでの間に、医療機関で診療等を受けて全額自己負担された場合には、保険証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで、保険分を払い戻し致します。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願い致します。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

業務グループ ☎ 029-303-1582 (直通)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79html> または

協会けんぽ 茨城

検索

会社を離職される方へ

## 国民年金の手続きについて 周知をお願いいたします

20歳から60歳までの方が、会社を離職すると、厚生年金(第2号被保険者)から、第1号被保険者への変更の手続きが必要になります。手続き先は、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口及びお近くの年金事務所です。なお、扶養されている配偶者(第3号被保険者)も同時に手続きが必要です。これらのことについて、離職される方にお知らせ頂きますようお願いいたします。

### 離職による国民年金保険料免除制度 (特例免除制度) もあります

国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除制度は、本来、前年の本人、配偶者及び世帯主の所得をもとに審査されますが、前年度または当年度に会社を離職していることが公的機関の証明書等(注1)により確認できる場合は、本人の所得の有無にかかわらず特例的に保険料免除(全額、一部、若年者納付猶予)が認められます。(配偶者や世帯主の所得によっては認められない場合もあります)

※注1 雇用保険受給資格者証、離職票、資格喪失確認通知書(ハローワーク発行)など

国民年金に関する手続き、免除申請については市町村役場又は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 水戸北年金事務所内の 協会けんぽ窓口を閉鎖いたします

郵送化率の向上によるお客様の減少により、水戸北年金事務所内に設置していた**協会けんぽ窓口**は、**平成24年2月29日(水曜日)をもちまして閉鎖させていただきます。**

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

### ご相談は

- 水戸北年金事務所内の協会けんぽ窓口をご利用いただいていたお客様におかれましては、協会けんぽ茨城支部へお電話いただくか、協会けんぽ茨城支部の窓口をご利用ください。
- なお、次の年金事務所内には協会けんぽ窓口を設置しております。お近くの場合はご利用ください。  
→日立年金事務所、土浦年金事務所、下館年金事務所の3か所です。

### 書類の提出は

- すべてのご申請は、郵送でご提出可能です。協会けんぽ茨城支部までご郵送ください。
- なお、年金事務所内の協会けんぽ窓口でもご提出いただけます。

協会ホームページから申請書が印刷できます!ぜひご利用ください!

協会けんぽ 茨城

検索

